

# 小浜市 融資・保証料補給制度のご案内

※利率は令和2年4月現在のものです(変動する場合があります)

## 勤労者・就業者生活安定資金

「車を買換えたい」「旅行に行きたい」などのご要望にお応えします。

### 融資限度額と期間・利率のご案内

融資限度額 150万円

利率 令和2年4月1日～

3年以内1.30%、3年超え5年以内1.60%

\*ただし、「就業者生活安定資金」をご利用の方で、一般社団法人しんきん保証基金を利用する場合は、上記の利率に同基金所定の保証料率が加算されます。

- 申込み先が異なるのでご注意ください  
勤労者～北陸労働金庫  
就業者～小浜信用金庫

## 中小企業融資制度

「お店を改装したい」「仕入に少しまとまったお金が欲しい」など事業運営のための資金が必要なときにご利用ください。

### 融資限度額と期間・利率のご案内

融資限度額 1,000万円

償還期限 運転資金 5年以内

設備資金 7年以内

利率 令和2年4月1日～

福井県信用保証協会の

➤保証あり 1.50%

➤保証なし 1.90%

- 上記の制度融資をご利用の場合、保証料の一部を市が補助します。

➤一括納入する信用保証料の3分の1の額を補助します。

(福井県信用保証協会から、市の上記補給金の額をあらかじめ控除した保証料が請求されます。)

## 未組織労働者保証料補給金

福井県労働者信用基金協会の債務保証を受けて、労働金庫から融資を受けられる場合に、保証料の2分の1を補助します。

### この補助を受けるには、こんな条件が必要です

市内に住んでいること。

労働組合に加入していない労働者であること。

### 【補助額のご案内】

生活資金 150万円を保証料補給対象限度額

福祉資金 300万円を保証料補給対象限度額

住宅資金 500万円を保証料補給対象限度額  
(いずれも保証料の2分の1)

## 中小企業信用保証料補給金

令和3年3月31日までに、福井県信用保証協会の債務保証を受けて、福井県の「経営安定資金」融資を受けられた場合に、保証料の3分の1を補助します。

### この補助を受けるには、こんな条件が必要です

- ・セーフティネット保証(5号)に該当する中小企業者として市長の認定を受けた方
- ・市税を完納している方
- ・信用保証料を全額一括納入している方

### 【補助額のご案内】

一括納入した信用保証料の3分の1の額  
(10万円上限)

\*ただし、福井県が3分の1の保証料補給を行っているときは、一括納入した信用保証料を3分の2で割戻した額の3分の1

詳しい内容や手続きについては、下記にお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞ 小浜市役所 産業部 商工観光課

TEL 0770-53-9705(ダイヤルイン) FAX 0770-52-1401